

～退職後の生活の安定と安心のための 退職互助部制度～

「特別加入者」資格を取得しませんか？

退職互助部制度*に加入している「現職加入者」が50歳以上で退職するとき、「特別加入資格取得届」を提出することにより「特別加入者」の資格を取得し、下記の対象事業にて補助を受けることができます。

加入できるのは、退職時のみとなります。

掛金は、現職中にお納めいただいておりますので、ご加入後に追加で掛金が発生することはありません。

*退職互助部制度とは…退職後の生活の安定のため、現職時35歳以上から任意加入する制度です。

療養補助金

現職中と同様に、入院・外来・調剤に関わらず、保険適用の医療費の一部補助が受けられます。

●給付対象期間（15年間を選択）

61～66歳到達年度のいずれかの年度から

75～80歳到達年度のいずれかの年度まで

●対象となる医療費

1か月、1医療機関ごとに支払った保険適用の窓口支払額の合計が **3,000円以上** のとき
(給付例は裏面をご覧ください)

おすすめポイント①

実際に特別加入された方々の声

50歳代 女性



療養補助金や施設利用補助事業など、健康的な生活や楽しむための仕組みがあり、加入してよかった

60歳代 男性



体調に不安を抱えており、現職中に納めた掛金で、退職後も安定した補助を受けることができる点が魅力的でした



60歳代 女性

現職中と同じようなサポートを受けることができ助かっています

健康増進事業

下記のチケット代金、料金等の一部を補助します。

募集は、年2回(春・秋)発行の会報誌にて行います。

- ゴルフ場利用補助、スキー場利用補助
- スポーツ観戦補助、芸術鑑賞補助
- 生涯学習サポート(NHK通信講座)

おすすめポイント②

このような方に加入をオススメしております！

- 通院や持病などで医療機関にかかることが多く、医療費の負担を軽減したい方
- 退職後の生活や万が一に備えたい方
- 宿泊やスポーツ観戦、芸術鑑賞など、よりおトクに利用したい方
- 退職後、新たな趣味を見つけたい方など

その他の事業

- 健康診断補助事業…特別加入者資格取得後6年以内の受診費用を補助(上限50,000円・1回限り)
- 施設利用補助事業…県内27契約施設に宿泊するとき1泊2,000円を補助(年間10泊)
- 法律相談事業 ●会報誌「互助やまがた」の発行(年2回) ●会員証割引事業 ●支部独自事業(R8年度末廃止)
- 長寿祝金…米寿を迎えたとき30,000円給付 ●献花料…お亡くなりになったときご遺族へ給付

退職互助部からの脱退 …「現職加入者」が50歳未満で退職したとき、または50歳以上で退職し特別加入を希望しないときは、「脱退一時金請求書」を提出いただくことにより、納入した退職互助部事業掛金相当額を給付します。

<療養補助金の給付例（現職・脱退時との比較）> ～外来1か月の総医療費が100,000円、本人負担3割の場合～

【現職中】（例）公立学校共済組合の一般（船員・短期）組合員

総医療費 100,000円			
共済組合が医療機関に支払う額（7割） 70,000円	本人が医療機関に支払う額（本人負担3割）30,000円		
	共済組合が給付する額（一部負担金払戻金） 5,000円	互助会が給付する額（会員療養見舞金） 21,000円	本人負担額 4,000円

本人負担額
+21,000円～26,000円

負担増

本人負担額 △2,000円

負担減

○退職時、「脱退」を選択した場合

（例1）公立学校共済組合任意継続組合員

総医療費 100,000円		
共済組合が医療機関に支払う額（7割） 70,000円	本人が医療機関に支払う額（本人負担3割） 30,000円	
	共済組合が給付する額（一部負担金払戻金） 5,000円	本人負担額 25,000円

本人負担額
△23,000円

負担減

（例2）国民健康保険の被保険者

総医療費 100,000円	
国民健康保険が医療機関に支払う額（7割） 70,000円	本人が医療機関に支払う額（本人負担3割） 30,000円
	本人負担額 30,000円

本人負担額
△28,000円

○退職時、「特別加入者」資格を取得した場合

（例1）公立学校共済組合任意継続組合員

総医療費 100,000円			
共済組合が医療機関に支払う額（7割） 70,000円	本人が医療機関に支払う額（本人負担3割）30,000円		
	共済組合が給付する額（一部負担金払戻金） 5,000円	互助会が給付する額（療養補助金） 23,000円	本人負担額 2,000円

（例2）国民健康保険の被保険者

総医療費 100,000円		
国民健康保険が医療機関に支払う額（7割） 70,000円	本人が医療機関に支払う額（本人負担3割）30,000円	
	互助会が給付する額（療養補助金） 28,000円	本人負担額 2,000円

《療養補助金の算出方法》

$$\text{給付額} = \text{保険適用窓口支払額} - \text{附加給付額（一部負担金払戻金）} - \text{2,000円-1,000円未満の端数}$$

※退職互助部制度の各種事業については、公的健康保険法の改正等により、事業内容が変更になる場合があります。

【お問合せ先】 一般財団法人山形県教職員互助会 厚生担当 TEL 023-631-5115